組合会計相談コーナー＜417＞　　公認会計士　松　澤　　修

交際費損金算入枠の拡大

Q　平成15年度の税制改正において、平成16年３月期の決算から交際費の損金算入が大幅に認められることとなったと聞いていますが、どのような改正が行われたのですか。

A　平成15年度税制改正において取り上げられた法人税上の交際費の取り扱いについては、その交際費等の損金不算入枠に関し、400万円の定額控除を認める対象法人の範囲を、改正前の資本金5,000万円以下の法人から、資本金１億円以下の法人まで拡大することとなり、加えて定額控除限度額までの損金不算入割合を20％から10％に引き下げる改正が行われた。

改正前は、企業が支出する交際費について、資本金5,000万円超の法人は、支出交際費の全額が損金不算入となっていたが、平成15年度の改正により交際費が全額不算入となる資本金の基準を「資本金5,000万円超」から「資本金１億円超」に引き上げることとなって、交際費の損金算入が認められる対象法人が広がるとともに、従来損金算入が認められてきた法人についても、定額控除限度額までの損金不算入割合の引き下げにより、損金不算入額が減少し、課税所得が抑えられることとなった。

資本金規模	損金不算入額	
	改正前	改正後
5,000万円以下	次の①と②の合計額 ①支出交際費のうち、400万円までの部分の20％ ②支出交際費のうち、400万円を超える部分の金額	次の①と②の合計額 ①支出交際費のうち、400万円までの部分の10％ ②支出交際費のうち、400万円を超える部分の金額
5,000万円超１億円以下	支出交際費の全額	
１億円超	支出交際費の全額	

＜計算例＞

資本金8,000万円　　（単位　万円）

交際費額	改正前		改正後	
	損金算入額	損金不算入額	損金算入額	損金不算入額
300	―	300	270	30
400	―	400	360	40
500	―	500	360	140
600	―	600	360	240

資本金5,000万円　　（単位　万円）

交際費額	改正前		改正後	
	損金算入額	損金不算入額	損金算入額	損金不算入額
300	240	60	270	30
400	320	80	360	40
500	320	180	360	140
600	320	280	360	240